

岩手県告示第672号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成20年9月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

病院の名称	所在地	救急病院として効力を有する期限
岩手県立沼宮内病院	岩手郡岩手町大字五日市第10地割4番地7	平成23年9月30日